三十八　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

三十九　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第一項の表一六の項及び一七の項を次のように改める。

16	削除
17	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

四十　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

四十一　平成二十六年総務省告示第三百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一五の項を削る。

四十二　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

2	削除

四十三　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

1	削除
2	削除

第四項の表三の項を次のように改める。

3	削除

四十四　平成二十七年総務省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除